

習志野市新庁舎等総合管理業務委託プロポーザル質疑回答書

No.	質問内容	回答	備考
【プロポーザル実施要領】			
1	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、平成32年 3月31日までの金額を年度毎に積算することが指示されています。 ・提案限度額111,000,000円（消費税抜き）は平成29年5月1日から平成30年3月31日までの上限額（11カ月）と理解していますが、平成30年4月1日以降についても、上限額（12カ月）が設定されているのでしょうか。 ・上限額が設定されている場合、見積額が超過した提案事業者は失格（減点）等の対象となるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度及び平成31年度は、上限額を設定していません。 	契約条件
2	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版（任意様式）で提出する「業務実績」は、今回の発注案件（業務内容）と同等以上の「総合管理業務」の実績が対象との理解で宜しいでしょうか。 ・警備監視、設備機器の監視・運転・環境衛生の保持等、個別業務での業務実績は対象外との判断で問題ないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物環境衛生管理技術者の設置が必要な規模の建築物の管理実績とします。 ・個別業務での実績は対象外とします。 	応募資格
3	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格には、『建築物環境衛生管理技術者の設置が必要な建築物の管理を主体となり行ったことがあるもの』とあるが、主体とは総合管理業務を受注し、建築物環境衛生管理技術者の名義を出しているということだけではなく、総括管理者（統括管理者）を常駐させ業務全体を総括的に管理しているという認識でよろしいでしょうか。その場合の業務実績はどのような方法で証明すればよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「主体」とは総括管理業務を含めた実績とします。 ・必要に応じて、聞き取り、契約書の写し等の提出を求めます。 	応募資格
4	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格には、『「習志野市新庁舎等総合管理業務委託仕様書」の市の要求する条件に対応出来る能力があること』とあるが、一番重要となる総括管理者の業務実績はどのように証明すればよろしいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、雇用契約書の写し・総括管理者としての実務のわかる経歴書等の提出を求めます。（場合により委託先への確認を行います。） 	応募資格
5	<ul style="list-style-type: none"> ・副本について、『副本は事業者名を特定出来ないよう記載するものとし、必要に応じて塗りつぶし等の措置を行うこと』とありますが、事業者名のみを応募者が塗りつぶすという認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者側で事業者名が特定できない措置をしてください。 	応募手続き
6	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）から納税証明書までの提出書類については、A4版2穴ファイル等に編冊して提出すれば宜しいでしょうか。 ・編冊して提出する場合、ファイル等の表紙及び背表紙にはタイトルを表示する必要がありますでしょうか。市が指定するタイトル等の表記があればご教示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込書類は、クリップ止め等で構いません。 ・ファイリングする場合は、プロポーザル件名・応募者名を明記してください。 	応募手続き
7	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書および見積書の作成にあたり、作成枚数に制限（指定）があればご教示下さい。 ・作成時に使用する「フォント」及び「フォントサイズ」に指定はありますか。 ・印刷方法について、「片面」「両面」の指定があれば教えて下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・枚数及び印刷方法に指定はありません。 	審査
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「区分ごとにインデックスを付すること」が指示されています。インデックスは「エ」に記載の表の『提出書類』の欄に記載の3区分で作成するとの理解で宜しいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 	審査
9	<ul style="list-style-type: none"> ・『第一審査は、提出された参加申込書を審査して応募者が参加要件を満たしていることを確認し、第二次審査に進む応募者を選定する』とあるが、『補償内容が1億円以上の責任賠償保険に加入していること』を証明する書類がプロポーザル参加申込書に添付義務がありません。いつ、どのような方法で確認されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、確認できる書類の提出を求めます。（応募以前に加入していることがわかる、補償契約書の写し等。） 	審査
10	<ul style="list-style-type: none"> ・『第一審査は、提出された参加申込書を審査して応募者が参加要件を満たしていることを確認し、第二次審査に進む応募者を選定する』とあるが、『主体的に管理を行っている実績』を証明する書類がプロポーザル参加申込書に添付義務がありません。いつ、どのような方法で確認されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、確認できる書類の提出を求めます。 	審査
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「出席者は、3名以内とする」との記載があります。出席者については事業者側の判断による人選で宜しいでしょうか。もしくは市が指示する出席者（役員や業務責任者候補）となるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の正規社員であれば、構いません。 	審査
12	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額については、配点30とされています。配点は、見積金額が最も低い事業者から順に配点が付与されるのでしょうか。もしくは、市が設定する金額を下回った場合など、一定条件を満たしていれば、複数事業者と同じ配点が付与されるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が低い順に配点が付与されます。 	審査
13	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事費の内訳をご開示願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示はしません。 	その他

No.	質問内容	回答	備考
【仕様書】			
1	・設備員の業務体制について全日 午前8:30～翌日午前8:30分とありますが、常時稼働している設備員2人配置とするのか、或いは該当勤務時間に2人の設備員が業務し、休憩・仮眠等をとってよいのか、ご教示下さい。	・仕様書に掲げた適切な業務遂行が可能であれば、交代での休息及び夜間の仮眠は、最低配置人数で構いません。	人員
2	・設備員の資格について1)～3)の資格はそれぞれ別の設備員が取得している必要がありますか、それとも、一人で3つ取得している場合はそれでも構わないのかご教示下さい。	・適切な業務遂行ができれば一人でも構いません。	人員
3	・夜間時間帯、常時1名が夜間受付等の業務に従事できる勤務体制をとる必要がございますか。	・夜間の受付及び緊急電話対応などがあることから、常時人を配置する必要があります。	人員
4	・「守衛警備員は2人」との記載がありますが、常時稼働している警備員2人配置とするのか、或いは該当勤務時間に2人の警備員が業務し、休憩・仮眠等をとってよいのか、ご教示下さい。	・適切な業務遂行ができれば2人でも構いませんが、あくまで最低人員を示したものですので、人数についても提案してください。	人員
5	・警備員の休憩・仮眠時間は法令に従って、当社で時間設定を行ってよろしいのでしょうか。	・構いません。	人員
6	・統括管理者は業務責任者との兼務は可能でしょうか。	・適切な業務遂行ができれば構いません。	人員
7	・設備員の資格、乙種危険物取扱者となるが乙種第4類の危険物取扱者という認識でよいのか。	・その通りです。	人員
8	設備員の資格者の配置についてご教示願います。資格者の配置について常時配置は必要ないとの認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。(仕様書P16に「適切に配置し」との記載)	・関係法令において問題なければ構いません。	人員
9	・受電設備の容量をご教示下さい。	・追加添付資料をご確認ください。	電気
10	・停電を伴う受変電設備年次点検の実施日及び想定時間帯をお教え願います。	・閉庁時間、土曜日、日祭日市の休日など業務に支障がない日及び時間帯とし、別途協議いたします。	電気
11	受変電設備の単線結線図等の図面の配布をお願いします。また、年1回行う停電試験の実施曜日及び時間帯をご教示願います。その他にも「※詳細は保安規定に準ずる」との記載がありますので、保安規定についても配布をお願いいたします。	・追加添付資料をご確認ください。 ・一部No.10と同様 ・現在、市では公益社団法人東京電気管理技術者協会の保安規定を使用していますが、必要に応じて保安規定についても提案してください。	電気
12	・オイルタンクの容量をご教示下さい。	・14,000リットル地下タンクが1基です。	機器
13	・消防設備について受信機のメーカー型式、その他消防設備の種類、台数をご教示下さい。(消火器、防火戸等)	・追加添付資料をご確認ください。	機器
14	・「※詳細はメーカー点検仕様書に準ずる」の記載がある項目についてご教示願います。下記に記載ある設備のメーカー名及び連絡先の最新情報をご教示願います。 ・発電機設備・蓄電池設備・太陽光発電設備・中央監視自動制御設備・監視カメラ設備・冷温水発生器(図面記載は矢崎エナジーシステム)・開放式冷却塔・マイクロコージェネレーション(図面記載はヤマ)・ジェネリック(図面記載は日立アライアンス)・ジェネリック用冷却塔(図面記載は荏原冷熱システム)・冷却水ポンプ(図面記載は日立建機)・空気調和器(図面記載はクボタ)・ファンコイルユニット(図面記載は冷暖工業)・冷却ヒートポンプパッケージ(図面記載は日立アライアンス)・全熱交換機(図面記載は三菱電機)・加圧給水ポンプ関係・排水ポンプ関係・井戸雨水処理設備・自動ドア設備・電動シャッター設備	・発電設備 ヤンマー・蓄電装置 GSユアサ・太陽光発電設備 日立アライアンス・中央監視装置 東和電機・監視カメラ エルモ社・冷温水発生器 矢崎エナジーシステム エバラシンワ・マイクロコージェネレーション ヤンマー・ジェネリック 日立アライアンス・ジェネリック用冷却塔 荏原冷熱システム・冷却ポンプ 日立建機・空気調和器 クボタ・ファンコイルユニット 冷暖工業・冷却ヒートポンプパッケージ 日立アライアンス 全熱交換機 三菱電機・加圧給水ポンプ関係 日立・排水ポンプ 日立・井戸雨水処理設備 シュウエイ・自動ドア設備 ナブコ・電動シャッター設備 文化シャッター	設備
15	以下の設備のメーカー及び型式、数量をご教示下さい。 ・エレベーター・シャッター・自動扉・ろ過装置・非常用発電機・ポンプ類・自動ドア・中央監視装置・監視カメラ設備・誘導支援設備・蓄電池設備・太陽光発電設備	・エレベーター 日立・自動扉 ミーモ・非常用発電機 ヤンマー・自動ドア ナブコ・誘導設備 ウツ販売、エクシオテック ・一部No.14と同様	機器
16	・非常用発電機・蓄電池設備・太陽光発電設備・中央監視装置・監視カメラ設備・井戸水処理設備・エレベーター・自動扉・電動シャッター等のメーカー名をお教え願います。	・No.14及びNo.15と同様	機器
17	・昇降機設備の点検は、フルメンテナンス契約でしょうか。POG契約でしょうか。	・POG契約とします。	機器
18	・雑排水槽等を清掃する際に発生する汚泥は産業廃棄物にあたり処理にあたっては廃棄物処理法における排出事業者が直接免許者と契約を結ばなくてはなりません。汚泥処理については貴市が直接契約し、本プロポーザルには含まないという認識でよろしいでしょうか。	・汚泥の運搬、処理費用については受託者負担とし、最終処理場との契約については別途協議するものとします。	設備
19	・排水ポンプの台数についてご教示願います。仕様に記載ある排水ポンプの数量は、土木事務所の湧水排水ポンプや井戸ポンプも含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	設備

No.	質問内容	回答	備考
20	・井戸水雨水ろ過器の記載についてご教示願います。濾過器は図面上では1台となっています。この1台で井戸水も雨水ろ過を行うとの認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	設備
21	・消防設備の記載についてご教示願います消防設備の各設備の数量等の情報がありません。数量等の記載有る資料（新庁舎・土木詰所の図面等）の配布をお願いします。	・追加添付資料をご確認ください。	設備
22	・電動シャッターの記載についてご教示願います。積算は『管理用シャッター』の定期点検（非法定点検）での積算との認識で宜しいでしょうか。また電動シャッターの台数に記載がありませんので、台数のご指示をお願いします。	・電動シャッターは全て防火シャッターであるが、GFエントランスホール・1F廊下（1-1）・1F展示コーナーは管理用シャッターとして使用する。 台数は建具表を参照すること。	設備
23	・「※詳細はメーカ点検仕様書に準ずる」の記載についてご教示願います。記載がある項目すべての項目がメーカ点検を行うのではなく、必要な項目のみメーカに依頼するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示願います。	・その通りです。	設備
24	・ホルムアルデヒド量測定についてご教示願います。ホルムアルデヒド量測定の項目で、年1回測定を行う記載があります。法的には1年目のみの測定となっております。2年目・3年目は通常時は必要ありませんので、除外と考えて宜しいでしょうか。	・その通りです。	環境衛生
25	・仕様書では、ホルムアルデヒド測定は年1回実施するようになっていますが、法的には初年度のみ実施で問題ないと思いますが毎年実施する必要がありますでしょうか。	・No.24と同様	環境衛生
26	・仕様書では、害虫の生息状況等の点検を年2回実施するようになっていますが、食堂や厨房・排水槽は2カ月に1回実施したほうが良いのではないのでしょうか。	・その通りです。	環境衛生
27	・飲料水水質検査の項目に記載についてご教示願います。「飲料水水質検査（井戸水含む）」との記載がありますが、井戸水の水質検査項目は記載がありません。井戸水を飲料水として使用する場合は、51項目が必要となります。見積もり対象との認識で宜しいでしょうか。	・「井戸水含む」は記載誤りです。井戸水の水質検査は不要です。	環境衛生
28	・レジオネラ症防止対策についてご教示願います。冷却水配管の薬品洗浄 年1回がビル管法上必要となります。見積もり対象との認識で宜しいでしょうか。	・薬品洗浄は別途市と協議して実施するものとし、その際の費用は別途とします。	環境衛生
29	・改正フロン法該当機器（50KW以上）とあるが、図面からは確認が出来ないため、該当する機器をお教示願います。	・図面で確認できます。	空調
30	・空気調和器の点検内容についてご教示願います。ビル管法により下記の内容も必要となります。 ・ドレンパンの点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の清掃（年1回） 上記は見積もり対象との認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	空調
31	・ファンコイルユニットの点検内容についてご教示願います。ビル管法により下記の内容も必要となります。 ・ドレンパンの点検（使用期間中毎月1回） 上記は見積もり対象との認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	空調
32	・冷却ヒートポンプパッケージの点検内容についてご教示願います。ビル管法により下記の内容が必要となります。 ・ドレンパンの点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の清掃（年1回） 上記の仕様が対象との認識で宜しいでしょうか。（※ドレンパンの点検（年2回）については仕様記載あり）（※図面上加湿付も加湿無しもあり）	・その通りです。	空調
33	・全熱交換機の点検内容についてご教示願います。ビル管法により下記の内容が必要となります。 ・ドレンパンの点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の点検（使用期間中毎月1回） ・加湿装置の清掃（年1回） 上記の仕様が対象との認識で宜しいでしょうか。（※加湿装置の清掃（年2回）については仕様記載あり）	・その通りです。	空調
34	・仕様書では、作業対象毎に清掃作業基準表による明確な回数が見えておりません。最適な環境状態を保てる回数を受託者が提案するという認識でよろしいのでしょうか。	・その通りです。	清掃

No.	質問内容	回答	備考
35	・特別清掃において、ブラインドの数量（面積と枚数）及び仕様（除塵、水拭き、超音波洗浄等）をご教示願います。	・電動ブラインドは図面を参照すること。 ・別途市が設置するブラインドは追加添付資料をご確認ください。 ・ブラインドスラットを傷つけないよう、マイクロファイバー繊維を備えた布巾又ははたき等を用いて埃を除去するものとします。	清掃
36	・特別清掃において、カーテンの数量（規格と枚数）及び仕様（洗濯、ドライクリーニング等）をご教示願います。	・別途市が設置するカーテンは追加添付資料をご確認ください。 ・カーテンはクリーニングするものとします。	清掃
37	・清掃の特別清掃についてご教示願います。特別清掃の項目で、カーテン清掃が年1回の記載がありますが、大きさや数量が不明ですので、詳細をご教示願います。	・No.36と同様	清掃
38	・「ブラインド・カーテン」と記載されていますが、これらについての種類（材質）、数量について詳細を教えてください。	・No.36と同様	清掃
39	清掃の特別清掃についてご教示願います。特別清掃の項目で、照明器具清掃が年1回の記載がありますが、数量などの詳細資料がありません。数量の詳細をご教示願います。	・追加添付資料をご確認ください。 (パナソニック:システム天井1,787台)	清掃
40	・特別清掃において、照明器具の基数と型式をご教示願います。	・No.39と同様	清掃
41	・「照明機器」と記載されていますが、これらについての種類（形式）、数量について詳細を教えてください。	・No.39と同様	清掃
42	・仕様書では、年1回特別清掃として吹き出し口を清掃するようになっていますが、対象となる吹き出し口の数は何ヶ所になりますか。また、吸込み口清掃は実施しないでよろしいのでしょうか。	・追加添付資料をご確認ください。 ・吸込み口も実施します。	清掃
43	・清掃の特別清掃についてご教示願います。特別清掃の項目で、吹き出し清掃が年1回の記載がありますが、数量などの詳細資料がありません。数量の詳細をご教示願います。	・No.42と同様	清掃
44	・特別清掃において、吹き出し口の数量と型式をご教示願います。	・No.42と同様	清掃
45	・吹き出し口の清掃は仕様にあります。吸気口の清掃は仕様外でしょうか。ご教示願います。	・No.42と同様	清掃
46	・フィルター清掃の項目についてご教示願います。 ・『11.プレフィルター清掃』の項目に記載されているヒートポンプパッケージ台数(232台)と、点検内容を記載している『10.冷却ヒートポンプパッケージ』の台数(198台)に差異があります。どちらを正とすればよいかご指示願います。 ・他にも、全熱交換機97台のフィルター清掃の記載もありません。積算との認識で宜しいでしょうか。	・198台が正しい数値です。 ・その通りです。	清掃
47	・特別清掃において、外窓ガラスの面積をご教示願います。	・追加添付資料をご確認ください。	清掃
48	・特別清掃において、外窓ガラス清掃の外側はロープ作業でしょうか。その場合、屋上の丸環等の設置はございますでしょうか。またタワー等が必要な高所はございますでしょうか。ご教示願います。	・屋上と6階に丸環がありますが、吹き抜け部分を除き、バルコニーから清掃できますので、安全対策として使用できます。 ・吹き抜け部分は、高所作業車を想定していますが、提案による変更は可能です。(追加添付資料参照)	清掃
49	・図面では、屋上と6階に丸環があります。プランコでのガラス清掃作業は可能という認識で大丈夫でしょうか。	・不可能です	清掃
50	・日常清掃、定期清掃において、作業対象箇所時間指定等の箇所はございますでしょうか。ご教示願います。	・秘書課、会計課などが想定されますが、別途協議とします。	清掃
51	・清掃実施時間に制約がある居室・箇所（室名）がありましたらお教え願います。	・No.50と同様	清掃
52	・シャワー室の清掃は日常清掃に含まれますか。	・その通りです。	清掃
53	・洗濯機・乾燥機の設置場所はありますか。	・清掃業務で使用するものは用意していません。	清掃
54	・仕様書では、各ゴミ箱のゴミ収集とありますが、ゴミ箱の数は何個想定されていますでしょうか。また、ゴミ集積所は1階のEV3の裏側の1箇所だけでしょうか。それ以外に屋外もありますか。	・各課に数カ所ごみ箱がありますが、数は把握していません。 ・各フロアーに一時堆積所があります。また、土木詰所に最終堆積所があり、収集日に出すこととなります。 ※ 想定職員数:約1,000人	清掃
55	・日常清掃の記載に『各ゴミ箱のごみの回収』との記載についてご教示願います。日常清掃のゴミ回収は、個々の机のゴミ入れからの回収を行うのでしょうか。ご指示願います。	・No.54と同様	清掃

No.	質問内容	回答	備考
56	・日常清掃仕様についてご教示願います。「床の汚れ」についての頻度が「適時」になっておりますが、日常清掃時間に大きく影響がありますので、頻度をご指示願います。また、参考に現庁舎の「床面の汚れについての頻度」が記載されている清掃作業基準表を配布していただけないでしょうか。	・二重床のため、一般清掃で構いません。ただし、泥等の汚れが目立つ場合は部分的に清掃等を実施してください。また、適切な方法があれば提案してください。	清掃
57	食堂の床材はフローリングですが、定期清掃の項目に床材及び回数表示がありません。定期清掃対象外と考えてよろしいのでしょうか。	・その通りです。	清掃
58	・日常清掃仕様についてご教示願います。「市の休日以外の日」に日常清掃を行う記載がありますが、「第二土曜・第四日曜日」は通常の清掃仕様にて実施するものとの認識で宜しいでしょうか。 その場合年度毎の日数をご教示願います。 ・H29年度(H29.5月～H30.3月末) ○日間 ・H30年度(H30.4月～H31.3月末) ○日間 ・H31年度(H31.4月～H32.3月末) ○日間	・日常清掃は平日のみの実施で構いません。	清掃
59	・仕様書では、庁舎廻りの低木の剪定並びに美観の維持とあるが、対象となる低木や清掃範囲はどの程度数量になりますか。また、美観の維持の中に除草業務は含むのでしょうか。	・外構が固まっておりませんが、市庁舎周りの低木及び美観の維持のため除草作業を含みます。	清掃
60	・水槽清掃の頻度についてご教示願います。雨水貯留槽の項目で年2回清掃を行うとありますが、ビル管法上清掃の頻度の定めはありません。常駐員にて目視点検を行い、必要時に別途水槽清掃を行うものとして宜しいでしょうか。	・目視点検を行い、泥溜槽の確認を行い泥が堆積していれば清掃を行うこととします。	清掃
61	・水槽清掃の対象の水槽についてご教示願います。雑用水槽の項目で有効22㎡と有効150㎡の記載が、2基ともに年2回水槽清掃を行う記載がありますが、ビル管法上では雑用水槽の清掃の頻度の定めはなく「定期的に行う」となっています。常駐員にて目視点検を行い、必要時に別途水槽清掃を行うものとして宜しいでしょうか。	・雑用水は、通常トイレ排水に利用していますが、非常時にろ過装置を通して飲み水と利用する為に年2回としましたが、必要に応じてとします。	清掃
62	・緊急用排水槽(有効150㎡)の使用についてご教示願います。雑用水槽の項目で「緊急用排水槽有効150㎡」の記載がありますが、緊急用排水槽は通常時は雑用水槽として使用されているのでしょうか。 ・通常時に使用されていない場合は、水槽清掃は必要時に別途清掃を行うものとして宜しいでしょうか。	・非常時(災害等発生時)に汚水槽としてトイレ排水を貯めるための排水槽になりますので、常時は使用しておりません。 ・その通りです。	清掃
63	・ろ過設備や冷却塔などの設備の薬液などは消耗品であり、時期によって使用量も変動する為、本入札は除外として都度見積とし、ご支給いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	・その通りです。	消耗品
64	・レジオネラ症防止対策の項目で、「レジオネラ属菌殺菌剤・腐食防止薬剤の注入」との記載がありますが、こちらも本入札は除外として都度見積とし、ご支給いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	・その通りです。	消耗品
65	・『〇運転・監視及び日常点検・保守業務1業務内容6ページの6)ウ』に記載が、潤滑油、グリス、充填剤及び薬剤は、業務委託仕様書2ページに記載ある『処理溶剤類』の中に含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	消耗品
66	・『〇運転・監視及び日常点検・保守業務1業務内容6ページの7)消耗品の交換及び補充』に記載されている消耗品類(電球類・ヒューズ類・パッキン類・フィルター類)の購入負担は、業務委託仕様書2ページに記載ある委託者負担の『機器の修理、交換部品など』の中に含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	消耗品
67	・消耗品及び備品類の負担にあたり、ヒューズ類、パッキン類、フィルタ類は委託者負担との理解でよろしいでしょうか。	・No.66と同様	消耗品
68	・清掃関係に記載有る「消臭剤」の設置場所及び数量・交換頻度をご教示願います。	・トイレで消臭剤を使用しますので、各トイレ2カ所とします。 ・交換頻度は、メーカーにより使用日数が異なりますので、不明です。	消耗品
69	・荒天時に使用する吸水マットやゴミ分別に必要な容器は委託者・受託者どちらの負担になりますか。	・委託者負担とします。	消耗品
70	・井戸雨水処理設備の薬注装置に必要な薬品は、委託者負担の消耗品に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	・その通りです。	消耗品
71	・プレフィルターの予備品はありますか。また、中性能フィルターは委託者負担の消耗品に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	・委託者負担とします。	消耗品

No.	質問内容	回答	備考
72	・宿直のリネン類は受託者負担とありますが、宿直室に設置される仮眠用ベッドは委託者負担ですか。また、宿直室以外に仮眠がとれる場所がありますか。	・リネン類はすべて受託者負担とします。 ・宿直室以外に一か所仮眠スペースを設けています。	消耗品
73	・設備員の宿直に使用する『リネン類・ベッドや布団類（一式）』の記載がありません。どちらの負担かご教示願います。	・No.72と同様	消耗品
74	警備業務の宿直に使用する『リネン類』については受託者負担の記載がありますが、『ベッドや布団類（一式）』の記載がありません。どちらの負担かご教示願います。	・No.72と同様	消耗品
75	・手洗い石鹸等の使用量を算出するため、入居する職員様や利用者様の想定人数をお教え願います。	・新庁舎の基本設計時点で、職員1,000人、利用者1,000人を想定しています。	消耗品
76	機械警備について、市で別途契約されると思いますが、ローカル警備になるのでしょうか。それとも警備会社に通報がいくシステムになるのでしょうか。	・警備会社へ通報が行くシステムです。	その他
77	防火対象物点検が含まれておりませんが、本プロポーザル対象外でよろしいのでしょうか。	・消防設備点検とともに実施するものとし、見積対象とします。	その他
78	防火管理者の選任については、市側が選任するという認識でよろしいでしょうか。	・原則、市職員を選任する予定ですが、別途協議とします。	その他
79	市の休日についてご教示願います。市の休日とは、「土曜日・日曜日・祝日・12月29～1月3日」との認識で宜しいでしょうか。	・その通りです。	その他
80	巡回警備でトランシーバーは利用しても問題ないでしょうか。	・問題ありません。	その他
81	警備業務に使用する『無線機』についての記載がありませんが、「警備用具」の記載に含まれているのでしょうか。ご教示願います。	・必要に応じて、受託者で用意するものとします。	その他
82	・付属棟の内部仕上表を開示していただけますでしょうか。	・追加添付資料をご確認ください。	その他
83	日常清掃仕様についてご教示願います。土木詰所の「内部仕上げ表」がありませんので配布願います	・No.82と同様	その他
84	開所前にセレモニー等行事を計画されておりますか。	・予定しています。	その他

※1 新庁舎はDB(デザイン・ビルド)方式の工事であり、現在も設計協議しながらの施工であることから、配布図面から多少の変更は生じる。

※2 4月中旬頃に施工者による機器説明会を実施する予定がある。